

15.01

パリ条約による優先権等の主張の効果が認められるための要件

工業所有権の保護に関するパリ条約による優先権等の主張の効果が認められるためには、以下の要件を満たしていなければならない。

1. 優先権の基礎となる第一国の出願は、いずれかの同盟国若しくは加盟国又は特定国における正規にして最初の出願であること。
 - (1) 各同盟国若しくは加盟国又は特定国の国内法令又は同盟国若しくは加盟国又は特定国の間で締結された二国間若しくは多数国間の条約により正規の国内出願とされるすべての出願に優先権が発生する（パリ条約4条A(2)）。
 - (2) 正規の国内出願とは、結果のいかんを問わず、当該国に出願をした日付を確定するために十分なすべての出願をいう（パリ条約4条A(3)）。
 - (3) 第一国の出願は、最初の出願に限られる。ただし、最初の出願と同一の対象について同一の同盟国若しくは加盟国又は特定国においてされた後の出願は、先の出願が、公衆の閲覧に付されないで、かつ、いかなる権利をも存続させないで、後の出願の日までに取り下げられ、放棄され又は拒絶の処分を受けたこと、及びその先の出願がまだ優先権の主張の基礎とされていないことを条件として、最初の出願とみなされ、その出願の日が優先期間の初日とされる（パリ条約4条C(4)）。
2. 我が国への意匠登録出願の出願人は、優先権の基礎となる第一国の最初の出願をした者又はその承継人であって、条約の利益を享受することができる者であること（パリ条約2条、同3条、同4条A(1)）。
3. 優先権の基礎となる第一国の最初の出願は、意匠登録出願又は実用新案登録出願であること（パリ条約4条E(1)）。

なお、特許出願に基づく優先権を主張して意匠登録出願をすることについては、パリ条約に規定はないが、我が国を第二国とする場合は、それらの法域相互間の出願の変更が可能であることから、これを認めることとする。
4. 我が国への意匠登録出願は、最初の出願の日から6か月以内になされているものであること（パリ条約4条C(1)、同条E(1)）（主15.02、15.06）
5. 優先権を主張しようとする旨並びに最初に出願をし若しくはパリ条約第4条C(4)の

規定により最初の出願とみなされた出願をし、又は同条A(2)の規定により最初に出願をしたものと認められたパリ条約の同盟国若しくは世界貿易機関の加盟国又は特定国の国名及び出願の年月日を記載した書面を意匠登録出願と同時に特許庁長官に提出し、また、我が国への意匠登録出願の日から3月以内にパリ条約の同盟国若しくは世界貿易機関の加盟国又は特定国の認証がある最初の出願の年月日を記載した書面、願書及び図面の謄本又はこれらと同様な内容を有する公報若しくは証明書であってその同盟国若しくは加盟国又は特定国の政府が発行したものを特許庁長官に提出しているものであること(パリ条約4条D、意15条1項[準]特43条1項、2項、特43条の2)(主15.03)

6. 我が国への意匠登録出願の意匠は、優先権の基礎となる第一国の最初の出願の意匠と同一であること(パリ条約4条A(1)、同条B)(主15.07)